

(様式1)

樽教施第12-1号

令和5年4月27日

文部科学大臣 殿

設置者名

小樽市長 迫 俊 哉

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

小樽市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和5年度（1年間）

(担当)

小樽市教育委員会 教育部 施設管理課

住所：小樽市緑3丁目4番1号

電話番号：0134-32-4111（内線7525）

メールアドレス：sisetu-kanri@city.otaru.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震による倒壊の危険性が高い桂岡小学校(校舎Is値0.22、屋体Is値0.71)の耐震改修を行い、市内の小中学校の耐震化率を100%にする。
また、学校施設のバリアフリー化を図るため、耐震改修に合わせて、桂岡小学校のスロープ(校舎及び屋体)並びにバリアフリートイレ(校舎)を整備する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

老朽化した学校トイレ設備や空調設備、照明設備等の環境改善を計画的に進めていく。
耐震改修に合わせて、桂岡小学校のトイレ改修(校舎)、空調整備(校舎)、照明改修(校舎及び屋体)を行う。
また、稲穂小学校(校舎)及び朝里中学校(校舎及び屋体)のトイレ改修並びに高島小学校(屋体)及び西陵中学校(屋体)の空調整備を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

| |
|--|
| |
|--|

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|------------------------------------|---------|-------|
| 小学校 | | 17 校 |
| 中学校 | | 12 校 |
| 義務教育学校 | | 0 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 0 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 0 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。) | | 0 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。) | | 0 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 0 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 0 箇所 |
| | 共同調理場 | 1 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 6 箇所 |
| | 学校武道場 | 0 箇所 |
| | 社会体育施設 | 17 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|---------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 有 | 令和3年2月 |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 有 | 令和2年11月 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

| |
|--|
| <p>計画期間中に、目標の達成状況の評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。</p> |
|--|

